（車線逸脱警報装置）

第223条の２　（略）

２　（略）

３　別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない車線逸脱警報装置は、第１項の基準に適合しないものとする。

（側方衝突警報装置）

第223条の５　（略）

２・３　（略）

４　別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない側方衝突警報装置は、第２項の規定にかかわらず、第１項の基準に適合しないものとする。

（後写鏡等）

第224条　（略）

２～４　（略）

５　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二　（略）

三　第２項の後写鏡であって、脱着式のものにあっては、第68条第４項第４号又は第146条第５項第３号による表示が容易に識別できること。

四　（略）

６　（略）

７　次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。

一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であって、次に掲げるものにあっては、第２項各号、第３項各号並びに第５項第２号及び第４号の基準

イ～ハ　（略）

二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える後写鏡にあっては、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあっては、第２項各号（カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては第２項第１号及び第４号）、第５項第２号イ及びロ並びに第３号の基準

８～12　（略）

（消音器）

第252条　一般原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の２第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　次の表の一般原動機付自転車の種別の欄に掲げる一般原動機付自転車（二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50㎞／ｈを超えるものに限る。）又は内燃機関以外を原動機とするものであって最高速度が20㎞／ｈ未満のものを除く。）は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を

（車線逸脱警報装置）

第223条の２　（略）

２　（略）

（新設）

（側方衝突警報装置）

第223条の５　（略）

２・３　（略）

（新設）

（後写鏡等）

第224条　（略）

２～４　（略）

５　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二　（略）

（新設）

三　（略）

６　（略）

７　次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。

一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であって、次に掲げるものにあっては、第２項各号、第３項各号並びに第５項第２号及び第３号の基準

イ～ハ　（略）

二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞/ｈ未満の自動車に備える後写鏡にあっては、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあっては、第２項各号（カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては第２項第１号及び第４号）及び第５項第２号イ及びロの基準

８～12　（略）

（消音器）

第252条　一般原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の２第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　次の表の一般原動機付自転車の種別の欄に掲げる一般原動機付自転車（二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの、最高速度が50㎞／ｈを超えるもの又は内燃機関以外を原動機とするものであって最高速度が20㎞／ｈ未満のものに限る。）を除く。）は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで